

第 2 回

西都市立地適正化計画策定委員会議事録

令和 5 年 2 月 21 日

西都市役所議会委員会室

第2回 西都市立地適正化計画策定委員会

1. 場 所 西都市役所議会委員会室

2. 出席委員 13名

1番 熊野 稔	3番 森 祐子	4番 浦田 明子
5番 橋口 登志郎	6番 狩野 保夫	7番 松田 豪紀
8番 市原 義彦	9番 壺岐 敏秀	10番 松本 英裕
11番 大西 秀邦 (代理出席: 吉田 佳孝)	13番 児玉 安浩	
14番 緒方 公一	15番 後口 昌賢	

3. 欠席委員 2名

2番 嶋本 寛	12番 杉田 幸男
---------	-----------

4. オブザーバー

一般社団法人 まちづくり西都 KOKOKARA 事務局長 長友 英樹
総務課長 矢野 一政 まちづくり課長 井上 大介
総合政策課 係長 浜砂 宏基 主査 山本 乃史 商工観光課 係長 名島 豊
西都商工会議所 事務局長 児玉 和浩

5. 事務局

建設課 課長 浜砂 孝嗣 課長補佐 浜砂 勝 主幹兼係長 幣島 雄二
主任主事 江藤 和哉
株式会社建設技術研究所 都市室 佐藤 俊行 田中 一平

6. 委員会次第

1. 開会
2. 立地適正化計画について
 - (1) 防災指針 (その1)
 - (2) 立地適正化の基本的な方針
 - (3) 作業部会・庁内検討会での意見
 - (4) まちづくり会議での意見
3. 質疑応答
4. その他

5. 閉会

7. 議題の趣旨

開会

(事務局)

それでは定刻になりましたので、第 2 回西都市立地適正化計画策定委員会を開催したいと思います。策定委員会は西都市立地適正化計画策定委員会設置要領第 6 条第 2 項において、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日は島本委員、杉田委員が欠席されております。大西委員におかれましては生活支援課課長の吉田様が代理出席をされております。従いまして 15 人中 13 人の出席となります。よって、本会が成立することをご報告いたします。本日の委員会につきましては市のホームページで公表を予定しておりますのでご了承ください。

続きまして本日は、地域公共交通活性化協議会の事務局をしております総合政策課政策企画係の浜砂係長、山本主査、若い世代や子育て世代を中心に、将来のまちづくりを考える「さいと未来のまちづくり会議」を主催しております商工観光課まちづくり振興係名島係長、西都商工会議所事務局長児玉和浩様も参加をしております。それではここからは熊野委員長の進行でお願いしたいと思います。

(委員長)

皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは早速次第に従いまして、1番の防災指針のご説明、それから2番の立地適正化の基本的な方針、それから3番の作業部会・庁内検討会での意見、4番のまちづくり会議での意見はまとめて説明させていただければ幸いです。それではまずは防災指針(その1)につきまして、事務局からの説明をお願いします。

(事務局より「防災指針(その1)」について説明)

- ・ 前回の第1回目検討では、都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出、住民意向の把握までをまとめた。今回は、立地適正化計画の基本的な方針、防災指針について検討し、次年度以降、誘導区域、具体的な施策の検討を進めていく。前回は、アンケート結果より市民の傾向を掴んだうえで解決すべき課題として、充実した市街地の維持や更なる魅力の向上、人口減少の抑制と産業・生活サービスの担い手の確保、そして災害リスクへの対応というところでまとめた。今回は、防災指針以降をまちづくりの方針のところまで検討を行う。まちづくりの方針を策定するにあたって、立地適正化を作成する際にどのような災害のリスクがあるかを踏まえた上で防災指針を定め

る必要があり、2本立てでまちづくりの方針と対応方針とまとめていく。その後、課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）、目指すべき都市の骨格構造、最後に都市機能・居住の誘導に向けた基本的な考え方について、説明資料をもとに説明を行う。

- ・ (2ページ) 防災指針では、災害ハザード情報等の収集について、洪水、土砂、津波災害等の災害要因ごとに検討を行うことが必要とされている。災害ハザードには、住宅等の建築、また開発行為等の規制を伴ういわゆるレッドゾーンと、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められるイエローゾーンに区分されている。今回整理する災害ハザード情報は、一覧表で災害種別ごとに掲載した。
- ・ 洪水災害は、計画規模（L1）では浸水深、想定最大規模（L2）では浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間について整理した。計画規模（L1）とは、過去に降った雨をもとに算出した河川整備の基本となる洪水での浸水想定で、概ね30年から100年に1回の確率で発生する洪水を想定している。西都市では、約70年に1回の確率で算定されており、大体毎年約1.4%の確率で発生することを想定した洪水となっている。この70年に1回の確率は、70年に1度必ず起こるというものではなく、また災害が起きた70年後に再び来るものではない。計画規模に対し、想定しうる最大規模の降雨を対象と

したものが想定最大規模（L2）である。公表内容は、L1と同様に浸水の範囲と浸水深、それに加えて浸水継続時間と、家屋倒壊等氾濫想定区域がある。浸水継続時間は、想定最大規模の雨が降ったときに、50センチに達した水が50センチを下回るまでにかかる時間と定義されている。家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定しうる最大規模の降雨によって堤防が決壊したときに、建物が倒壊流出するような危険性の高い区域を示すものである。洪水氾濫により家屋が倒壊することや、河岸侵食により近くにあった家が倒れてしまう状況などが予想される。資料は、洪水災害の計画規模と想定最大規模それぞれの情報の収集と整理を行っている。近年の災害においては計画規模（L1）以上で、想定最大規模（L2）を下回るような災害が多いので、今回の防災指針の方向性を整理するにあたって、計画規模と想定最大規模を整理している。

- ・ 土砂災害は、土砂災害特別警戒区域、住宅等の建築、また開発行為等の規制を伴ういわゆるレッドゾーンと、土砂災害警戒区域、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められるイエローゾーンに分けられている。
- ・ ため池浸水想定区域は、市内のそれぞれのため池がもし決壊した場合の浸水想定区域を整理している。
- ・ （3ページ）想定最大規模（L2）について整理しており、真中の四角囲みの

ところ、清水から高鍋高岡線を抜けて三財の方に抜けていく道路辺りでは3.0m以上の浸水が想定されている。居住の誘導区域を策定するにあたって、災害が起きたときに浸水深3m未満であれば、垂直避難という形で2階以上に上ることで危機を回避することが可能であり、3mという高さは住宅2階の床下くらいまでが想定がされるので、一つの基準としている。ほとんどの地域は3m未満で収まるが、一部については3m以上の浸水が想定されている。

- ・ (4 ページ) 計画規模 (L1) について整理している。浸水想定区域の範囲はL2と大きく変わらないが、L2よりはやや範囲が狭くなっている。用途地域の拡大図を見ると、用途地域内では大半が0.5mから3m未満で収まっている。
- ・ (5 ページ) 想定最大規模 (L2) の家屋倒壊等氾濫想定区域の河岸浸食、氾濫流について整理している。この区域は家屋が倒壊する恐れがあるため、垂直避難で対応できるものではない。そのため、居住の誘導からも除外する。河岸浸食は川沿いに指定されており、氾濫流も川沿いから内側へと広がっている。
- ・ (6 ページ) 想定最大規模 (L2) の浸水継続時間について整理している。南側の黄色の部分は浸水継続時間が1日から3日未満の区域と想定されている。

る。用途地域内をみると、大半が 12 時間未満の区域であるが、中妻などは 12 時間から 1 日未満の区域も見られる。

- ・ (7 ページ) 土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域について整理している。土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は都市計画区域内に点在しており、用途地域内では西都原古墳群東側、妻高校東側で指定されている。
- ・ (8 ページ) ため池浸水想定区域について整理している。ため池浸水想定も、洪水浸水想定と同様の分析を行っており、用途地域周辺では、庄手 3 号池による浸水想定区域が市役所周辺から南部へと広がっている。
- ・ (9 ページ) 各災害に都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクの高い地域等の抽出を行っている。重ね合わせる都市の情報としては、建物や建物階数、要配慮利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所、緊急輸送道路がある。災害ハザードとの重ね合わせることによる分析の視点としては、洪水浸水想定 (L2) は浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間があり、垂直避難に対応できるか、施設が継続的に利用できるか、避難施設が活用できるか、緊急輸送道路として活用可能かが挙げられる。洪水浸水想定 (L1) は、浸水深について L2 と同様の視点で分析を行っている。土砂災害特別警戒区域の分析の視点は、家屋の損壊や倒壊の恐れについて、土砂災害警戒区域は要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所、緊急輸送道路について

分析を行っている。ため池浸水想定は、洪水と同様の分析を行っている。

- ・ (10 ページ) 洪水浸水想定区域 (L2) と建物階数は、家屋倒壊等氾濫想定区域や用途地域内の浸水深 3.0m 以上の場所にも建物が多数立地している状況である。洪水浸水想定区域 (L2) と要配慮者利用施設は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設が多数立地している状況である。
- ・ (11 ページ) 洪水浸水想定区域 (L2) と指定避難所は、浸水想定区域内に指定避難所の立地が見られる。洪水浸水想定区域 (L2) と緊急輸送道路は、緊急輸送道路が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれており、特に県道高鍋高岡線及び荒武新富線の一部は浸水深 3.0m 以上の区域と重複している。
- ・ (12 ページ) 洪水浸水想定区域 (L1) と建物階数は、用途地域内の浸水想定区域内に建物が多数立地しており、特に南部では浸水深 1.0~3.0m 未満の区域での建物立地が見られる。洪水浸水想定区域 (L1) と要配慮者利用施設は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設が多数立地している。
- ・ (13 ページ) 洪水浸水想定区域 (L1) と指定避難所は、浸水深想定区域内に指定避難所が立地している。洪水浸水想定区域 (L1) と緊急輸送道路は、浸水深 3.0m 以上の区域と緊急輸送道路が重複している。
- ・ (14 ページ) 土砂災害特別警戒区域と建物分布は、土砂災害特別警戒区域内に建物や敷地の一部が含まれている箇所が見られる。土砂災害警戒区域と

要配慮者利用施設は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地している。

- ・ (15 ページ) 土砂災害警戒区域と指定避難所は、土砂災害警戒区域内に土砂災害時に利用される指定避難所の立地はない。土砂災害警戒区域と緊急輸送道路は、緊急輸送道路と土砂災害警戒区域が重複している。
- ・ (16 ページ) ため池浸水想定区域と建物階数は、ため池浸水想定区域内に建物が立地している。ため池浸水想定区域と要配慮者利用施設は、ため池浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地している。
- ・ (17 ページ) ため池浸水想定区域と指定避難所は、ため池浸水想定区域内に指定避難所が立地している。ため池浸水想定区域と緊急輸送道路は、緊急輸送道路と重複する部分がある。
- ・ (18～20 ページ) これまで整理した内容を、地区ごとの防災上の課題としてまとめた。洪水による課題は、用途地域内の大部分が浸水想定区域に含まれておりその中に建物が多数立地しているほか、都市計画区域の北側、穂北地区の一ツ瀬川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域内に建物立地が見られる。土砂災害による課題は、土砂災害警戒区域内への要配慮者利用施設を含む建物立地が見られるほか、土砂災害発生により緊急輸送道路が通行不能となる恐れがある。

- ・ (21 ページ) 防災上の対応方針について、居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出の防災上の対応方針は、「災害による被害をできるだけ回避・抑制する“しなやかな”まちづくり」としている。都市計画区域内には、洪水や土砂災害のリスクが高い地区が存在するものの、用途地域やその周辺に関しては、洪水浸水想定区域は垂直避難により対応可能（人的被害の危険性が比較的低い）な 3.0m 未満の浸水深となっている。想定最大規模（L2）は、計画規模（L1）に比べると被災想定が顕著となっているが、洪水浸水については近年の豪雨災害の例を見ても計画規模以上・想定最大規模未満のケースが多く、多分に「安全サイド」でのリスク評価となっている。また、用途地域内にも土砂災害警戒区域が見られるものの、災害の発生が比較的予見しやすい、土石流による警戒区域が中心となっている。以上から、山林や河川などの豊かな自然との共存を前提として、できるだけ災害が発生しにくい、仮に災害が発生した場合でも、うまく「いなす」ことで人的被害などの深刻な被害の発生をできるだけ回避・抑制する、災害に対してしなやかに対応できるまちを目指すこととしている。
- ・ (22～24 ページ) 地区ごとの課題を踏まえた取り組み方針について整理している。

(委員長)

ありがとうございました。以上の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたら挙手の上よろしく願いいたします。

(A 委員)

まず、危険な箇所などそういったところが図面に乗っておりますけれども、私の経験から図面の色分けをどういうふうに役所の中で管理しているのかということですね、私個人ではこれを取り込んで表現できなかったんです。西都市の庁舎の中に、国土地理院の地図にシェイプファイルを載せるということは多分できないんじゃないかなと思って。この図面に表現されたものは、どこから頂いたもので、どのような経緯でこのように上がってきているのかっていうのは聞きたい。

それと、最後に出た「しなやか」という言葉がありますけれども、このようなことを「しなやか」という言葉に一つに括ってしまうことがどうかっていうのがちょっと理解できなくて、「しなやか」という言葉を使った意図を説明していただければと思います。

(建設技術研究所)

データの入手について説明させていただきます。まず、洪水関係のデータについては、県の方で浸水に関する計算を行っておりますので、そちらのデータを地図に重ねて表示しております。土砂災害警戒区域については、オープンデータとして国土数値情報という Web サイトで公開されておりますので、そちらを使用しております。ため池浸水想定区域については西都市の方で計算を行っておりますので、そちらのデータを整理しております。データの収集状況につきましては以上となります。

(委員長)

ありがとうございました。先ほど、国土地理院というお話ありましたが、地理院地図は公共的に使えますが、Google マップなどは電子情報の中では問題ないですが、ただそれをプリントアウトしたり、公式の様式に使用したりすると問題となります。

(建設技術研究所)

データ関連について、例えば建物の立地に関しては、都市計画基礎調査という調査がございまして、その中で建物の状況等を整理されておりますので、基本的にはその辺りを GIS (地理情報システム) にデータを重ねて作成しております。それ

から要配慮施設等についても市からデータをいただいて、住所から緯度経度に変換して、地図上に落とすという形でデータの整理をさせていただきます。

もう一点の「しなやか」についてですが、後ほどご説明があると思いますけど、お手元の説明資料の 21 ページに少し記載をしています。L2 だと相当安全サイドの被害想定にはなりますけども、これを全てガチガチのハード整備で対応していくということはやはりちょっと現実的ではないので、一定のリスクは許容しながら、ただしそういった災害が起こっても早く逃げるなど、そういった形でうまくいなしていくというような、ソフト的な対応も含めて、仮に災害が発生した場合でも大きな被害にならないような備えをやっていくという意味で、しなやかという言葉を使わせていただいております。

(B 委員)

私も質問しようかなと思っていたのですが、「しなやか」という表現、これが方針になったときに、市民の皆さん方がこれで本当に理解できるかということもあります。死なないということも今ありましたけど、妻の市街地が水に浸かった時に、しなやかに対応してくださいよというような表現になったとき、私は市民の皆さんは分からないと思うんですよね。ですから正式に計画を仕上げていく段階で、もう少しやっぱり市民にわかりやすくする必要があると思うんです

よ。最終的には 3 番の裏面の方が計画になって市民に示されていくと思うんですけど、その点を私も色々な災害に対して回避抑制する、災害避難できるまちづくりを目指すとのことについて、今日の段階ではなかなかなるほどというふうに思えないところがありました。

それともう一つ、先ほどありましたけど浸水想定区域の中で L2 の災害が発生したときに稚児ヶ池はどうなるのだろうか。堀田方面、島内の西側に大きなため池がありますけど、以前この堤が決壊して、西都市街地も相当な被害を受けた経過があるんですけども、やっぱり市街地の堤が決壊したら市街地に影響を受けるような、そういう場所がやっぱりあるわけですよ。このあたりについてはどのように位置づけられているのかなというちょっと疑問に思ったところです。

(事務局)

「しなやか」の表現につきましては、今一度事務局として庁内で検討したいと思います。

先ほど狩野委員が言われた、堀田方面のため池について説明しませんでした。図面上で浸水想定区域の色は塗り込んであります。稚児ヶ池につきましては農林課等が持っているハザードマップを活用させていただいていますけれども、稚児ヶ池についてはハザードマップがなかったために、今回は検討に出てない

ってというような形になっております。

(B 委員)

私は稚児ヶ池を除くべきではないと思います。以前改造されて、かなりの水が出たときには自然に流下するようになってはいますが、市街地の上流にあるわけですから、これはしっかりと位置づけるべきじゃないかなということですね。

それと、避難所の問題が出ていましたね。計画書の中で避難所の建物については理解できるんですよ。例えば去年の台風14号のときに、瀬口から下の人たちはどこに避難しなさいって言われたかということ、私が聞いているのは、バイパスに入る場所にインターチェンジに入るところの広場がありますが、そこに避難してくださいと言われたそうです。そうしたときに皆さん言われたのは、あそこは開けていてトイレもないのに、「なぜあそこに避難しなさいって言われるんですか」とやっぱり言われるわけです。だけどあそこは避難所の一つになっているのですよね。災害が起きたときの避難所の位置づけといたしますかね、皆さんが言われたのは、臨時のトイレなどがあるならば別だけどってありましたけど。そういう避難所の位置づけについても、もう少し分かりやすくしてはどうでしょうか。

最後に意見ですけど、今防災マップを作ってますよね。今日説明された浸水想

定区域の図面がありましたけど、あれは西都市が作っている防災マップとはどのようにリンクするのですか。今後は防災マップの見直しをされるということになるのですか。

(事務局)

危機管理課と話をしてお調べをして、改めてお答えをしたいと思います。

(B 委員)

なぜかという、こういった新しい説明に基づいて出てくるものですから、市民には防災マップにどこが浸水深何 m ですよって全部書いてあるわけですよ。その辺りもあるのですから、これが出来上がったときには、防災マップをもう一度見直しといった方針はやっぱり必要なんじゃないかなと思って、意見を申し上げたところです。

(事務局)

今防災マップの話が出ましたので、私の知っている限りお伝えしたいと思います。基本的な危機管理課の方で作っている防災マップ、こちらの説明資料の浸水エリアも県のデータを基に作られているはずですよ。この立地適正化計画がで

きあがったら、防災マップが改定されるとかということは基本的にはないと思います。そもそもこの立地適正化計画の防災指針というのは、その防災を考えながらまちづくりをしましょうよということが計画の目的ですので、少し趣旨が違いますけど、基礎となっているデータについては土砂災害についても同じものになると思います。ただ、最新のデータは西都市の防災マップは何時のものを使っているかということで変わってくると思いますので確認はしていただけらと思います。

(C 委員)

ちょっと引き続いてよろしいでしょうか。土木事務所というところでお答えさせていただきますけど、対応方針としては非常に良い形で出来上がっているなというふうに思います。「しなやかな」という表現についてはご議論いただければと思います。

皆さんご存知のように、今年の台風 14 号で西都市は浸水しました。その抑制のため、河川の整備ということをこれまでも取り組んできましたし、これからも取り組んでいきます。なので、完全に水害リスクをゼロにするということは今の段階では不可能ですけども、合わせてまちづくりということの視点をもう少し盛り込んだ方がいいんじゃないかなという気がします。ハード的な整備、土砂災

害防止施設の整備、河川整備、ため池の耐震対策整備、そういったものは各管理者、各施設管理者で長期的に計画を立てて必ずやっていきます。あわせて、まちづくりの観点というものをもう少ししっかりと使う必要があるんじゃないかなという気がします。例えば、23、24 ページの課題がそれぞれ抽出記述されているかと思うんですけど、主にソフトについては防災マップの周知ですとか、ハードについては整備計画施設の整備ということになっているんですが、どうもまちづくりの観点が浸水対策の移転の促進、開発の抑制と移転の促進ぐらいで、今後まちづくりにどう再投資していくのかというところがあまり見えてこない気がしています。その辺をもう少し膨らませる必要があるのかなと思ったところ
です。

(事務局)

土木事務所長が言われる通り、今回の立地適正化計画を目的といたしましては、まず今検討している防災指針ではいかに危険なところを排除して行きたい。例えば危険な区域で何か建築したいというのであれば、緩やかな誘導であるんですけど、安全なところに建てませんかという区域を設定しようと考えています。おっしゃられた対策については、ハードはハードでやりながら、誘導施策でも検討していきたいと考えています。

(事務局より「立地適正化の基本的な方針」について説明)

- ・ (25～26 ページ) まちづくりの方針については、前回整理をした充実した市街地の維持や更なる魅力の向上、人口減少の抑制と産業・生活サービスの担い手の確保、災害リスクへの対応のところになる。持続可能なまちづくりを進めていくためには、産業や生活サービスの担い手の確保が不可欠である。また、高齢化の更なる進行により生活サービスの需給バランスが乱れる懸念がある。市民等の誰もが元気に暮らし続けることができれば、生活サービスの需給バランスの乱れを抑制し、また産業・生活サービス・地域コミュニティ等の担い手の確保が期待できる。現在、良好な都市基盤が整備された市街地に多様な生活サービス機能が立地しており、日常生活が概ね市内で完結しており、農山村集落も含めた市域全体の生活を支える役割を担っている状況である。災害に対する比較的高い安全性や、県都宮崎市との近接性などの強みを活用して、更なる魅力向上による移住・定住の促進、人口減少の抑制につなげられないか、ということで整理している。これらを踏まえて、まちづくりの方針としては、多様な市民等が、それぞれの生活・志向に応じて元気に暮らすことができ、担い手として活躍できるまち、高齢者等が元気に暮らし続けられる環境を整え、できるだけ多くの人を支える立場でも社会に関

わることができるまちを目指す一方で、災害を過度に恐れずに暮らすことができ、暮らしやすさを高めることで住む場所として選ばれるまち、特に子育て世代に関しては安全性というのがキーワードになると思うが、これらを下支えしながら、「暮らしやすさと安心感で居住地として選ばれ、多様な市民等が社会のなかで活躍するまちづくり」を方針として提案する。

- ・ (27 ページ) 防災上の対応方針について、都市計画区域内には、洪水や土砂災害のリスクが高い地区が存在しているが、用途地域やその周辺の洪水浸水については垂直避難で対応可能である。土砂災害については、災害の発生が比較的予見しやすい土石流による警戒区域が中心である。また、浸水想定区域は想定最大規模 (L2) で多分に安全サイドでリスク評価されていて、こうしたリスクにハード整備で完全に対応することは非現実的である。山林や河川などの豊かな自然は西都市の大きな魅力の一つなので、災害ができるだけ発生しない取り組みを実施しながら、災害の危険性が高いエリアへの市街地の拡大を抑制、災害が発生した場合でもうまく“いなす”ことで深刻な被害の発生を回避する、「災害による被害をできるだけ回避・抑制するしなやかなまちづくり」を目指していく。
- ・ (28 ページ) 課題解決のために必要な施策・誘導方針 (ストーリー) について、「①生活サービスの提供基地としての拠点の機能の維持・強化とネット

ワークの確保」ということで、拠点として中心市街地周辺に多様な機能集積があり、市民の日常生活が概ね市内で賄える状況である。地域によっては拠点・支所周辺等で周辺の生活がある程度支えることができる状況になっている。農業が基幹産業の一つであり、農山村集落を維持していくことも重要である。市内あるいは各地域内で一定の生活サービスを享受できる状況をできるだけ維持していくことも必要だと考えている。ネットワークでは、西都バスセンターを核に各地域の拠点や周辺自治体への放射状のネットワークが形成されている。さらに、県都宮崎市へは比較的高頻度に路線バスが運行、通学手段等として重要な役割を担っている。西都市地域公共交通計画では、朝の需要が集中する時間帯については各地域と中心部を結ぶ定期便や需要への対応に特化したダイヤへの見直しを行うことで、効率化・持続性の向上を図ることとされている。一方、昼から夕方への需要が分散する時間帯については、区域運行の予約型乗合タクシー等への移行し、効率的かつきめ細かな対応を行うなど、移動手段の時間的・空間的な組み合わせにより生活に必要な移動手段を確保していくことを検討している。したがって、中心市街地、各地域の支所周辺等を「拠点」とし、生活サービスの提供基地としての機能を維持・強化、拠点間を結ぶ「ネットワーク」を維持し、より使いやすい移動手段を確保、県都宮崎市への移動手段となる「ネットワーク」の維持・

充実を図っていくこととする。

- ・ (29 ページ) 次に「②自家用車に頼りすぎない生活スタイルの“受け皿”の確保」ということで、人口・世帯数が減少するなかでも、用途地域内やその周辺への新築が発生、空き家率が上昇しており、市街地の拡大・低密度化が進行していくことで、公共交通サービスでカバーしにくいエリアへの人口流出が発生し、公共交通サービスの事業性低下の懸念があるほか、生活サービス施設なども周辺に一定の人口集積があることで立地が維持される側面があり、低密度化により施設立地が失われる懸念がある。これらが続いていくと、居住地周辺で生活サービスを享受できず、移動サービスも提供されなくなるなど、自家用車を利用できない・利用しにくい市民が暮らし続けられる環境が失われる懸念がある。また、生活サービスの受け手の分散により、サービス提供の効率性低下の懸念や、居住地と働く場所の近接性が失われ、柔軟な働き方による支える側としての社会への関与が困難になる懸念がある。市街地の低密度拡散を抑制、拠点周辺等の空き家・空き地・低未利用地の有効活用促進、さらに様々な都市機能が集積する拠点周辺の人口集積を維持する、「暮らしの場」と「働く場」の近接性の維持・向上による担い手の確保を狙う。
- ・ (30 ページ) 最後に「③災害の危険性が高い区域への市街地拡大の抑制と

災害対策の実施」について、市街地の拡大により、防災・減災対策や災害発生時の対応のための費用が増大する懸念があり、居住地として選ばれるためにも、災害に対する安全性は重要な要素の一つになる可能性がある。農業生産環境との共存の観点からも市街地の拡大抑制を考える必要があると考えているが、ゼロリスクは非現実的なので、ある程度のリスクは許容しつつ、残存リスクへの対応を考える必要がある。災害の危険性が高い区域への市街地拡大を抑制し、できるだけ安全性が高いエリアへの人口集積を促進し、残存リスクに対して、優先的・効率的に、ハード・ソフト両面から対策を実施する。

- ・ (31 ページ) これらを踏まえた拠点の考え方として、都市拠点については、市役所や市民会館、各種商業施設、銀行などの様々な都市機能等が集積し、公共交通の拠点となっている西都バスセンターも立地している中心市街地を都市拠点として位置づける。拠点の役割としては、行政・医療・商業・福祉・金融などの多様で比較的高いレベルの都市機能の立地・集積を図ることにより、市域全体の生活を支えるサービスの提供基地としての役割を担う。また、様々な移動手段が交わり、市内外の交流・回遊や更なる魅力向上を促進する拠点としての役割を担う。地域生活拠点について、各地域の支所周辺を地域生活拠点として位置づける。拠点の役割では、周辺の農村集落も含め

た地域での生活や地域活動、地域のコミュニティ等を支える身近で基本的な都市機能を維持していくことで、各地域での暮らしやすさを支える生活サービスの提供基地としての役割を担う。

- ・ (32～33 ページ) 基幹的な公共交通軸の考え方として、宮崎～西都間を運行するバス路線を広域連携軸として位置づけ、市内では完結しない移動を支えるとともに、観光・交流や移住・定住等の促進につなげていく役割を担う。
市内各所と都市拠点をつなぐ路線バス・コミュニティバス等を地域間連携軸として位置づけ、市内各所から都市拠点への移動を確保する役割を担う。
- ・ (34 ページ) 都市機能・居住の誘導に向けた基本的な考え方は、都市機能の誘導に向けた基本的な考え方として、まず都市拠点は、現状でも多様な機能集積が見られる中心市街地を市域全体への生活サービス提供基地として設定して、宮崎市等をはじめとする広域での連携・役割分担も視野に入れながら、都市機能集積の維持・充実を促進していく。これにより将来的にも市内で日常的に必要な生活サービスを提供できる環境を維持していく考えである。次に地域生活拠点は、各地域の支所周辺についても、それぞれの地域での生活を支えるサービスをできる限り維持していき、住み慣れた地域で暮らし続けられ、基幹産業の一つである農業を支える環境を維持する考えである。
- ・ (35 ページ) 居住の誘導に向けた基本的な考え方は、都市拠点周辺やその

周辺エリアでは、一定の利便性が確保された暮らしを営むことが可能である。地域生活拠点周辺でも地域によっては一定の生活サービスを享受可能で、地域間連携軸により都市拠点へのアクセスが確保できる。その中で拠点の機能を維持していく上でも、周辺にできるだけ高い密度で人口が集積していることが不可欠であり、効率的に生活サービスを提供する上でも、拠点周辺にサービスの受け手が多く居住していることが有効なので、拠点やその周辺に居住を誘導し、人口集積を維持・促進していく。

- ・ (36、37 ページ) 災害の危険性が高い区域の取り扱いの検討について、洪水浸水想定区域やため池浸水想定区域は、浸水深 0.5mを超えると徒歩による避難が困難になる可能性があり、浸水深が 3.0mを超えると垂直避難による対応が困難になる。さらに、浸水深が 4.5mを超えると高齢者等の安全水位帯を超え、死亡率が増大する。これらを踏まえて、仮に想定しうる最大規模の浸水 (L2) が発生した最悪の事態においても垂直避難により人的被害の発生を抑制することを前提として、浸水深 3.0m以上のエリアは区域から除外する。家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流と河岸浸食のどちらも浸水深に関わらず、垂直避難では危険を回避することは困難であり、生命・財産への甚大な被害が懸念されることから全面的に区域から除外する。
- ・ (38、39 ページ) 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害の種類を問わず、生

命・財産への甚大な被害が懸念されるため、土砂災害の種類を問わず全面的に区域から除外する。土砂災害警戒区域の発生要因は3種類あり、まず、土石流は主として豪雨などに伴って発生することから予見が比較的容易で、円滑な情報提供・迅速な避難などにより被害を抑制しやすい。次に地すべりは、地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象であり、予見は困難である。最後に急傾斜地の崩壊は、地震動などにより引き起こされる可能性もあることから、予見は困難であるが、宮崎県は条例により、土砂災害警戒区域内においては土砂災害に耐えうる構造物等と認められる建築物等のみが許可されるため、人的被害などの甚大な被害が発生する可能性は高くない。以上より、予見困難であり、かつ甚大な被害が発生する懸念がある、地すべりに該当する土砂災害警戒区域は除外する。用途地域の境目に扇形の土砂災害警戒区域があるが、土石流を要因とする土砂災害警戒区域になる。市民体育館から西側は、一部レッドゾーンもあるが、ここは急傾斜地にあたる。レッドゾーンは除外する必要があるが、イエローゾーンはあえて除外する必要性は低いと考える。

- ・ (40、41 ページ) 公共交通軸等の考え方として、広域連携軸と地域連携軸に分けて整理している。広域連携軸は、県都宮崎市との近接性を強みとして活かし、観光・交流や移住・定住等の促進につなげて、引き続き路線バ

スのサービス水準を維持する考えである。地域間連携軸は、需要が集中する時間帯と分散する時間帯で分けて整備することとし、また、様々な機能が立地・集積する都市拠点やその周辺の市街地においては、市街地内回遊のための移動サービスを充実させる考えである。

- ・ (42～45 ページ) 施策展開について、立地適正化計画を策定するとさまざまな支援事業の活用が可能となる。代表的な事業としては、都市構造再編集
中支援事業があり、医療施設、社会施設、教育文化施設、子育て支援施設は
誘導施設に位置付けることで支援を受けることが可能となる。また、事業活
用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業の3つが提案事業とな
っている。地域生活拠点における支援措置は、立地適正化計画の補助政策と
して活用できる。
- ・ 最後に説明資料には掲載していないが、都市機能誘導区域の大まかな想定範
囲図を示す。紺色で囲っている約33haの区域が中心市街地活性化計画の区
域となっているが、それに加えて都市機能誘導区域として西都市役所のある
区域も含めて検討していく。

(委員長)

ありがとうございました。以上の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見

がありましたら挙手の上よろしく願いいたします。

(B 委員)

31 ページの右側の拠点の位置づけに拠点の役割とか入っているのですが、やっぱり拠点の役割として市役所、市民会館や病院とか医療機関といったものもきちんと位置付けたほうがいいのではないのでしょうか。

私も事前に資料を頂いていたのですが、こういう災害等でどうあるべきかという、自分の意見がなかなか出せないのが正直なところですが、でも確かに流通を考えた場合に、ハード整備については完全に対応することはできないというのが指摘されているわけですが、私も確かに 1000 年の一度に確率で発生するような、こういう災害が発生したときにそれを想定した対応はなかなか難しいなと思います。しかし、今全国で発生する災害について、線状降水帯が発生して想定しないような大水害が発生をしていることを考えたときに、そういうことを想定したまちづくりは当然いろいろ検討されているかと思いますが、それについてはもう対応できないという形で除外していくと考えたときに、これはなかなか良い計画だなというふうに言えないというのが正直な感想です。

それともう一つは、前回も申しあげましたが、やはり西都市は 6 町村が合併したところで中心部だけじゃないんですよ、周辺の地域も考えたまちづくり

というのをちゃんとすべきじゃないかという意見を申し上げた中で、今回の示されている計画の中では、地域生活拠点という形でしっかりと周辺地域の役割というか位置づけもされているということで、この点については大変いいなというふうに思ったところです。

(D 委員)

前回お話に出たように、今の人口から考えるとアンケート調査の 467 票は少ない、それ以後アンケート調査はされているのか、データだけで良いものか、現地調査は必要なのか、民間のコンサルティングはどうなのか、といった意見が出たんですが、その辺は話し合っていただけなのでしょうか。

あと延岡市では防災の機能が整備されているようですが、西都市には防災マップだけじゃなく、ちょっとどういったものかほど忘れしてしまいましたが、管理する何か防災支援機能とかそういうのはちゃんと作られているのでしょうか。福祉の方はこの前の災害のとき、西都市のものは作ってあると聞かれたんですが、じゃないと新しいまちづくりをしていくにしても、高齢者の方が多いので、そういったものが必要になるのでしょうか。私が住んでるところはどんどん建物が出来ていて、もう物価高騰ってあるのかなっていうぐらいどんどんお家が建っていて、若い人たちがどんどん住んでいらっしゃいます。ですからやはりす

ごく利便性のいいところなんだなっていうのと、問題としては高齢者のおひとり
りで住まれている方、身寄りのない方をどうしていくかはすごく重要なんじゃない
かなと思います。

(事務局)

計画の策定についてですが、立地適正化計画の目的は、生活と行政サービスを
将来に向けて維持していきましようというのが目的になります。そのためには、
やはり一定の人口密度が必要でありまして、この区域はおすすめで居住するに
は適している区域を決めまして、その中に緩やかな誘導していくと。

それから災害の話が出たんですけど、災害もやはりハード面も、しっかりやり
ながらいかに最悪リスクシナリオにならないために、そういったものを含めて
同時に検討していく、そういう目的でやっております。先ほども申し上げました
けど、居住される方に覚えてもらえるように、何か行政として対策を打つべきで
あると考えております。

(建設技術研究所)

ご意見のアンケート調査については、当然多ければ多いほどいいというところ
ではありますけれども、全体のサンプル数で見れば、統計的には信頼水準 95%

の許容誤差 5%である程度統計的に意味があるだけのサンプル数は集まっておりますので、その後の追加調査等は今の時点では実施してないというところでございます。

(事務局)

現地調査につきましてはできればやりたいと思いますが、皆さん、お忙しい方が多いということでちょっと日程調整が難しいかなとは思っているところであります。

それと防災の計画についてですけれども、大変申し訳ないですけど、私達も全部把握しきれてないところもあります。多分各課で要避難者とかそういうことをどうするかという計画も既に作られているものだとは思っております。

それから先ほど課長が申した形になるんですけど、基本的に分譲住宅地みたいな何件も連担するような住宅が範囲外に広がると、どうしても市街地が広がってしまい密度が薄くなるということで、立適ではそういう連担した住宅が広がるのを届出制度で抑制すると、個人の方が自分の持ってらっしゃる土地に1軒建てるとか、そういうものに対して全て集約する、こういう意味合いの計画ではないということは、申しておきます。

(E 委員)

市民に対する生活を支えるサービスの提供基地、これは市民が日頃から行くような居場所とかそういうことを想定されているかどうかですね。

それから、今この立地適正化はどここの市町村もやってらっしゃるんですね。川南町も既に終わりましたので大体骨子が出来上がってきているんですが、要は避難をしたときにどこかの施設に来ました、Wi-Fi は通じない、情報源はない、聞かされるラジオだけが最大の情報を受けるといような、今でもそんな世界なんですね。インターネットの世界で、もう少しそれぞれの情報が得られる居場所があるということは、日頃から子供たちが例えば高校生や中学生が家ではなくて、共有するカフェみたいな空間で勉強したいっていうのがありますけれども、そういう市民が高齢者も含めて日頃から集まれるような空間をちゃんと作っておいて、それが災害のときにその場所がそのまま使えるというようなことが必要じゃないかと思って提案をしてきております。ぜひそのあたりも含めていただくことと、それから居住の誘導という言葉の中によく住まいのことだけが焦点に入っていくんですが、やっぱり商売をする人たちが真ん中に店舗を構えて居住もあるということがあり得ますね。そのあたり地震も含めてですが、対策を店舗も含めた対策が含まれているか、そのあたりが気になるところです。

それから、交通事業者として一つだけ言わせていただくと、宮崎市との連携を

強化するというところについては大切なことだと思います。確かに生活として、朝の最初から宮崎に来てもいいんですが、相当な人たちが西都市から宮崎市に通勤していられていますのでその路線をしっかりとすることが大事なんです、災害時にいたってはですね、道路によって水没をしまして通れないというのが出てしまうんですね。特に今は 2 段目周辺がそうございまして、これからの改修ところもありますけども、一つの路線で西都市が守れるかどうかというところについては考えなければならぬんじゃないかなと思いますので、そのあたりもご一考していただければ助かるというふうに思います。

(事務局)

交通に関しては、総合政策課の方で地域公共交通計画というものを作られています。その中である程度は話し合われて形成されていくのではないかと考えております。

先ほど言われた話ですけれども、今回はあくまでも方針というところで、次回からもう少し具体的な話、来年度になってきますが、そのあたりをまたご意見等を盛り込みながらいろいろ提案をさせていただきたいと思います。

(A 委員)

都市拠点のことについてお尋ねいたします。一番興味があるのは、42 ページの支援措置で、私達のような民間のボランティア団体とか、それから若い世代というところがうまくそういった支援を受けて、まちづくりの旗のもとに尽力できるといことが本当に可能なのであれば、ぜひお願いしたいなと思っております。

オブザーバーで来ている KOKOKARA も色々事業されていますけれども、その資金源になるだろうし、また私達のような民間と一緒に協力してやるということも可能だと思うので、ぜひそういったまちづくりの助けになるようなものはお願いしたいと思っております。実際どのようなものが支援措置としてあるのか、知っていらっしゃれば教えてください。

(建設技術研究所)

今ご覧いただいた 42 ページの左上のところ、提案事業というくくりで3つ入れていますけれども、この 2 番目のところまちづくり活動推進事業、こういった部分では例えばまちづくりのためのシンポジウムだとか、あるいは街の中に置くベンチを子どもたちみんなでデザインするとか、そのようなまちづくり活動に対する支援なんかをこの事業の中でやっているようなケースがあります。

それから 3 番目の地域創造支援事業、これは色々と幅広くできるものなのです

で、例えば商店街の中の商店の修景改修のデザインを綺麗にしていくといったものなど、あくまでも提案事業ということで枠はありますけれども、相当幅広く活用が可能です。あるいは公共交通の方の会議の中でも市街地内を循環するような移動サービスがあった方がいいというご意見もありましたけど、その場合の実証運行など、そういったものも含めてこの提案事業の中でできるようになっていますので、地域の皆さんが活発に活動されているのであれば、資金源という言い方はあれですけれども、下支えするようなものを盛り込んでいくということではできるといふふうに考えています。

(事務局より「作業部会・庁内検討会での意見」について説明)

3番の作業部会、庁内検討会の意見について説明いたします。

作業部会、庁内検討会の意見ということで、さまざまな意見が挙がってきたわけですけど、その中で妻地区以外の地域拠点に居住をどのような形で誘導するのかというふうな意見が挙がっていました。事務局としての考えは先ほども申しましたように、農村集落の方々がそういった地域拠点の方に移っていただく形をとるといふのは現実的には難しいなと思っているところでございます。したがって、地域拠点につきましても、支所周辺に居住を誘導するということではなく、支所周辺の地域拠点に今あるようなお店や病院といった施設やサー

ビスを維持できるような、そういったイメージで進めていきたいと考えております。

(事務局より「まちづくり会議での意見」について説明)

- ・ まちづくり会議での意見の説明について、児玉委員から、若い人の意見を立地適正化計画に取り入れてほしいという趣旨の要望を受けて、取り組みを紹介する。まちづくり会議は40歳以下の方で構成されており、昨年7月から1月まで合計で11回開催された。その中で出された意見を集約した。
- ・ (1ページ) 目指すべき環境の意見集約としては、人通りが多く、若い世代や若手経営者が多い状況であるということと、綺麗なアーケード花壇歩道の街並みが必要な箇所に集約されている。また、イベントなどで使用しやすい環境があることや、持続可能な施設仕組みであることが将来のまちづくりのための意見として上がってきている。核となる施設としては、子育て支援拠点施設と交通拠点施設、子育て世代用のマンション、あいそめ広場のパーク化等が上がってきている。
- ・ (2ページ) 核となる施設ということで、1番多かったのが室内遊び場やマカフェといった意見が多かった。
- ・ (3ページ) 交通拠点施設では、交通環境の抜本的な改善や交通拠点の整備

が挙げられた。図書館や企業オフィスやワーキングスペース等の企業の誘致が意見として上がってきた。

- ・ (4 ページ) 子育て世代専用のマンションとしては、民間ではユーミーコーポレーションによる子育て専用のマンションが建設されている。また、小林まちづくり会社についてもそういった取り組みを行っているようである。
- ・ (5 ページ) あいそめ広場のパーク化について、あいそめ広場を公園のような形で使えないかという話が上がってきている。右側の写真が南池袋公園で、屋根付きの公園のイメージとして載せている。実際は芝生広場や屋外の遊び場、展示に使えるような屋根やイベントがしやすい環境、木陰やベンチやパラソル、キッチンカーなどの使い方ができるといいなという意見が出てきた。

(委員長)

ありがとうございました。以上の事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたら挙手の上よろしく願いいたします。

(A 委員)

本当に公園化されているんなことが変わるのはいいと思うのですが、私は祭り振興会もやっています、例えばあいそめ広場が芝生になったら、舞台

が見えないわけです。まちづくりに関して、私達のような文化を守っていく人間はできるだけ早く情報が欲しくて、その中でまちがどういうふうに変わっていくのかということを含み計画を練ります。例えば互親組がなかなかできなくなっているところがございます。そういうのもありますので、ぜひ早めにそういったことは、提供をいただいて一緒に議論させていただきたいなと思っています。

それと今、西都原花まつりがありますけれども、花まつりの参道に、桜がいっぱい埋められましたが、実は花まつりとしてはものすごく困っています。テントを置く場所がなくなって参道の今までのレイアウトが全くできなくなっています。それと馬場にもいっぱい桜を植えています。老木化しているので新しい桜を植えたといいますけれども、2mも内側に何本も植えてあります。馬場は今のところ使っておりませんが、駐車場であったりイベントだったりすることも考えられますし、本当に計画的にそういうものを植えられているのかということですね。例えば40歳以下の若者が集まってこういう会議をするというのもすごいことだけれども、ちょっと上の人たちを集めると、いろんな情報をもっと集まってくるんですよ。出来る、出来ないということも含めて、またいいことも悪いことも含めてですね、情報をもっと受け取ってほしいと思います。本当にいろんな若い人に本当に綺麗に育てほしいなと思うので、ぜひ私達の意見も聞いてください。よろしく申し上げます。

その他

(事務局)

今後のスケジュールについて簡単に説明しますと、次回の第 3 回委員会が下の段の右から 2 番目列になりますけれども、定量的な目標設定が終わった後に行うというふうな形で書いてますけれども、その前の段階で都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定が終わったあたりで一度皆様にお示ししてご意見をいただきたいというふうに考えております。時期的なものがはっきりとは申しませんけれども、秋頃第 3 回目の委員会を開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

閉会

本日本日予定されておりました事項は全て終わりました。本日本日お忙しい中いろいろご協力いただき誠にありがとうございます。以上をもちまして、第 2 回西都市立地適正化計画策定委員会を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

_____ 印

_____ 印